



広報うるぎ

- ホームページ <http://www.urugi.jp>
- Eメール somu@urugi.jp
- 総務課 somu2@urugi.jp
- 産業課 sangyo@urugi.jp
- 住民課 jumin@urugi.jp
- 教育委員会 kyoiku@urugi.jp

発行・編集／売木村役場総務課
印刷／龍共印刷株式会社



売木高原盆踊り協賛 煙火大会

主な内容

- 令和4年度 決算概要……2～4
- 議会だより……5
- 後期高齢者医療の医療費通知について 他……6
- 国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！……7
- 売木村ケーブルテレビの光ケーブル張替工事について 他……8～9
- 「所得税青色申告決算説明会等」の開催についてお知らせ 他……10
- 裁判員制度～まもなく名簿記載通知を発送します！～……11
- うるぎダイアリー……12



私たちの村（令和5年9月末時点）

人口 481人／男 226／女 255／世帯数 254戸／交通死亡事故ゼロの日 4,366日

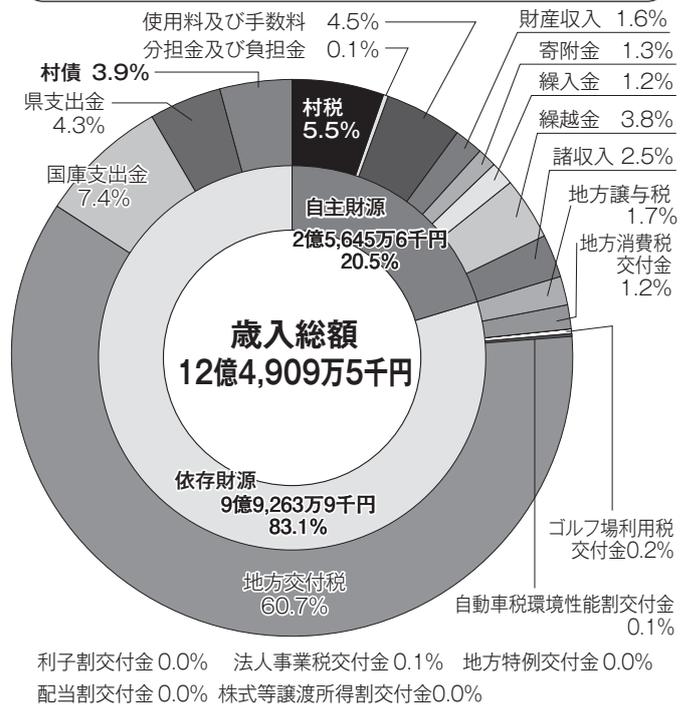
令和4年度 決算概要

令和4年度一般会計及び特別会計の決算が第3回定例議会で認定されました。一般会計及び特別会計の歳入総額は16億7,617万円、歳出総額16億2,120万2千円でした。

(単位：千円)

区 分	R4決算額	対前年比	
		増減額	増減率
村 税	68,841	1,037	1.5
地方譲与税	21,033	1,751	9.1
利子割交付金	13	△ 11	△ 45.8
地方消費税交付金	14,851	340	2.3
ゴルフ場利用税交付金	2,544	△ 497	△ 16.3
自動車税環境性能割交付金	840	△ 32	△ 3.7
法人事業税交付金	1,100	502	83.9
地方特例交付金	50	△ 404	△ 89.0
配当割交付金	180	△ 21	△ 10.4
株式等譲渡所得割交付金	132	△ 87	△ 39.7
地方交付税	758,192	△ 424	△ 0.1
分担金及び負担金	941	△ 90	△ 8.7
使用料及び手数料	56,648	1,643	3.0
国庫支出金	92,100	△107,845	△ 53.9
県支出金	53,136	△ 4,268	△ 7.4
財産収入	20,028	14,723	277.5
寄 附 金	15,861	△ 10,463	△ 39.7
繰 入 金	14,946	3,778	33.8
繰 越 金	47,823	16,183	51.1
諸 収 入	31,368	5,879	23.1
村 債	48,468	1,735	3.7
合 計	1,249,095	△ 76,571	△ 5.8

一般会計 歳入総額 12億4,909万5千円



主な増減の要因：主な要因の「国庫支出金」「県支出金」「財産収入」

(単位：千円)

区 分	増減額	主 要 因 (数値は増減)
国庫支出金	△107,845	地方創生テレワーク交付金 △42,079、新型コロナウイルス感染症対応交付金 △31,462
県支出金	△4,268	宅地耐震化推進事業補助金 △3,806
財産収入	14,723	立木売払収入 10,573
寄 附 金	△10,463	企業版ふるさと納税 △6,250、ふるさと寄附金 1,766、一般寄附金 △ 5,979
繰 越 金	16,183	繰越金(一般財源) 13,903
諸 収 入	5,879	デジタル基盤改革支援補助金 4,071

基金(貯金)残高

(単位：千円)

会 計	R4決算額	対前年比	
		増減額	増減率
一 般 会 計	680,090	12,874	1.9
特 別 会 計	152,858	8,169	5.6
合 計	832,948	21,043	2.6

村債(借金)残高

(単位：千円)

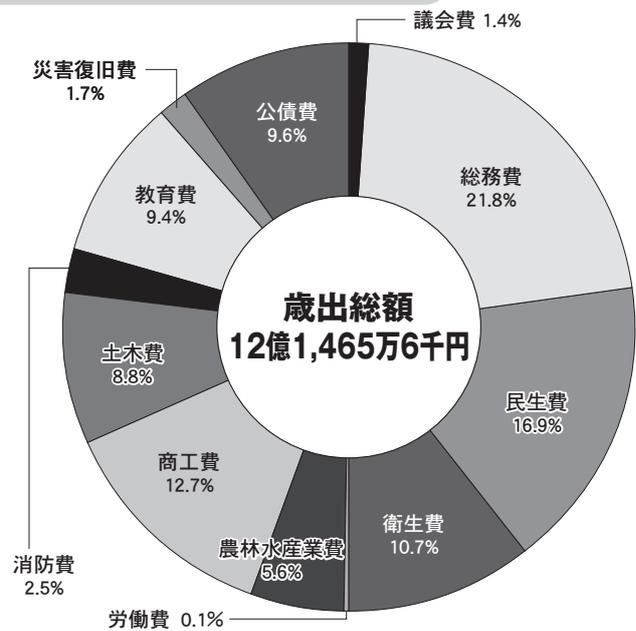
会 計	R4決算額	対前年比	
		増減額	増減率
一 般 会 計	702,794	△ 66,717	△ 8.7
特 別 会 計	290,205	△ 123,798	△ 29.9
合 計	992,999	△ 190,515	△ 16.1

一般会計 歳出総額 12億1,465万6千円

目的別

(単位:千円)

区分	R4決算額	対前年比	
		増減額	増減率
議会費	17,011	930	5.8
総務費	264,988	△ 71,140	△ 21.2
民生費	204,790	14,637	7.7
衛生費	129,675	1,819	1.4
労働費	632	△ 49	△ 7.2
農林水産業費	68,499	△ 12,058	△ 15.0
商工費	154,680	△ 8,093	△ 5.0
土木費	106,876	42,763	66.7
消防費	30,068	6,073	25.3
教育費	113,666	△ 10,813	△ 8.7
災害復旧費	7,721	△ 29,301	△ 79.1
公債費	116,050	2,046	1.8
合計	1,214,656	△ 63,186	△ 4.9



主な増減の要因：主な要因の「総務費」「農林水産業費」

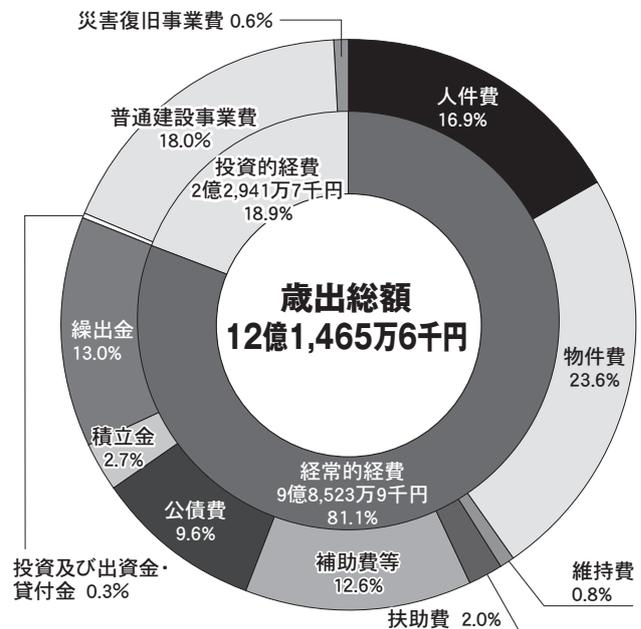
(単位:千円)

区分	増減額	主な要因(数値は増減)
総務費	△ 71,140	財調基金(利子)積立金 △38,797、高度無線環境整備事業負担金 △26,351
民生費	14,637	電力・ガス・食料品等価格高騰対策事業 4,960、原油物価高騰対策事業 8,974
農林水産業費	△ 12,058	新型コロナウイルス感染症対策交付金事業 △15,070、森林環境基金積立 3,459
土木費	42,763	定住住宅建設費 41,950
災害復旧費	△ 29,301	農林水産施設災害復旧費 △22,343

性質別

(単位:千円)

区分	R4決算額	対前年比	
		増減額	増減率
人件費	205,667	5,715	2.9
物件費	286,270	2,517	0.9
維持費	9,808	2,337	31.3
扶助費	24,350	△ 14,083	△ 36.6
補助費等	153,301	△ 26,503	△ 14.7
公債費	116,050	2,046	1.8
積立金	32,386	△ 55,913	△ 63.3
繰出金	157,407	△ 1,481	△ 0.9
投資及び出資金・貸付金	3,360	120	3.7
普通建設事業費	218,336	51,360	30.8
災害復旧事業費	7,721	△ 29,301	△ 79.1
合計	1,214,656	△ 63,186	△ 4.9



●地方消費税引き上げ分の用途について

地方消費税引き上げ分による地方消費税交付金の増収分は、地方税法に基づき全て老人福祉費へ充当しています。

『歳入』

地方消費税率引き上げによる地方消費税交付金の増収分 7,951千円

『歳出』

(単位:千円)

事業名			経費	財源内訳		
(款)	(項)	(目)		特定財源	一般財源	
						地方消費税交付金(引き上げ分)
民生費	社会福祉費	老人福祉費	69,397	5,014	7,951	56,432

会 計 別 決 算

(単位：千円)

会 計 名	歳 入			歳 出			
	R4決算額	対前年比		R4決算額	対前年比		
		増減額	増減率		増減額	増減率	
一 般 会 計	1,249,095	△ 76,571	△ 5.8	1,214,657	△ 63,185	△ 4.9	
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	68,481	△ 1,623	△ 2.3	63,280	△ 2,480	△ 3.8
	直営診療所特別会計	31,310	△ 8,594	△ 21.5	30,856	△ 8,333	△ 21.3
	簡易水道特別会計	87,551	9,858	12.7	87,544	14,028	19.1
	後期高齢者医療特別会計	8,422	△ 329	△ 3.8	8,422	△ 329	△ 3.8
	下水道事業特別会計	49,099	△ 19,089	△ 28.0	49,099	△ 17,945	△ 26.8
	介護保険特別会計	121,184	△ 5,798	△ 4.6	106,321	△ 10,131	△ 8.7
	介護サービス事業特別会計	61,027	4,670	8.3	61,028	4,837	8.6
合 計	1,676,169	△ 97,476	△ 5	1,621,207	△ 83,538	△ 4.9	

財 政 指 標 状 況

(単位：%・千円)

項 目	R4	R3	説 明
財政力指数	0.11	0.12	この数値が1に近いか1を超えるほど財政力が強いと見る。※前3年平均
実質収支比率	3.9	4.0	一般的に黒字額は、標準財政規模の3～5%が望ましい。
経常収支比率	86.0	77.3	財政構造の弾力性を判断する指数、通常70%程度に収まることが妥当。
標準財政規模	736,745	724,486	標準的行政水準を維持するために必要な経費に見合う財源。

財 政 健 全 化 判 断 比 率

指 標	比 率	説 明	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実質赤字比率	—	一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する比率	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	—	一般会計、国民健康保険・上下水道等の特別会計、全ての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	20.0%	40.0%
実質公債費比率	11.3%	標準財政規模に対して、一般会計や上下水道等の公営企業会計、全ての会計が負担する実質的な公債費（元利償還金）の比率	25.0%	35.0%
将来負担比率	—	一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債（上下水道等の公営企業会計を含む）の標準財政規模に対する比率	350.0%	—

※実質赤字比率、連結実質赤字比率について、それぞれ赤字額がありませんでした。

指 標	簡易水道特別会計	下水道事業特別会計	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0

※両会計とも資金不足額がありませんでした。

議会だより

売木村議会定例会

令和5年第3回売木村議会議定例会が9月12日から21日までの10日間の会期で開催されました。付議事件17件が上程され、いずれも原案どおり可決・承認されました。主な内容は次のとおりです。

報 告

①令和4年度決算に係る健全化判断比率の報告について

②令和5年度売木村一般会計補正予算(第2号)について(災害復旧関連事業費)

決算認定

令和4年度一般会計、特別会計(7会計)の決算についてはいずれも認定されました。決算内容はP2~4のとおりです。

補正予算

①令和5年度売木村一般会計補正予算(第3号)について(30,084千円増額)(社会資本整備総合交

付金事業(村道改良)8、395千円、元気づくり支援金事業6、411千円)

②令和5年度売木村国民健康保険特別会計(国民健康保険事業)補正予算(第1号)について(4,939千円増額)(繰越金4,200千円)

③令和5年度売木村国民健康保険特別会計(診療施設事業)補正予算(第2号)について(1,061千円増額)(医師派遣委託料1、061千円)

④令和5年度売木村簡易水道特別会計補正予算(第2号)について(874千円増額)(浄水場施設管理委託料700千円、漏水等工事費174千円)

⑤令和5年度売木村下水道事業特別会計補正予算(第1号)について(増減額0千円)(特定財源と一般財源の振替)

⑥令和5年度売木村介護保険特別会計(介護保険事業)補正予算(第1号)について(13,838千円増額)(繰越金13,664千円)

人 事

教育委員会委員任命につき同意を求めることについて
清家 利文氏 同意

一般質問

5番 後藤智治議員

前川橋を通過し国道418号に侵入する交差点の道路幅が狭く、出入りが困難な状況です。特に新野方面から侵入する場合は軽自動車が届かないため、一旦停止し安全を確認しながら通過しなくてはなりません。

路線は、南一、南二、中央地区の住民の利用者だけでなく、愛知県や静岡県の観光客等の利用者が多い路線です。

現場の敷地は広く余裕がある為、現在設置してあるガード部分を移動し拡幅すればスムーズに通行できる交差点になると思われますが、関係機関への働きかけや早急な改善について、村ではどのようにお考えでしょうか。

村長答弁

売木峠バイパス開通により旧国道は村道66号線となり国道と交差しております。交差点は公安委員会との交差点協

議によりまして安全性を確保するために基本は直角交差させることになっており、村道66号線も国道418号道路改良に伴い直角に交わるように

なっております。議員ご指摘のように残地もありますので、もう少しガードレールをトンネル側に移して国道418号と村道66号線の交差点を広く

できないか飯田建設事務所整備課に相談しているところであり、10月4日には現場を視察していただくことになっております。事故が起きてからでは遅いので引き続き要望してまいります。

2番 小林智臣議員
現在ゴルフ場が営業できていることは関係者にとって喜ばしいことですが、食事とお風呂の提供がないことが、とても残念でなりません。この事につき会社側に改善出来ないかどうか、働きかけたことがあるのか無いのかをお尋ねいたします。

村長答弁
昨年8月株式会社茶臼山ゴルフ倶楽部、うるぎハイランド開発株式会社など関連5社は東京地方裁判所に民事再生手続き開始の申し立てを行い

同日、同裁判所から民事再生手続きの「保全命令」「監督命令」の発令がなされました。再生計画案が今年2月15日に債権者集会で可決され同日認可決定された中で、関連するブナの嶺ゴルフ場が営業出来

ていることは大変ありがたいことではありますが、議員ご指摘の風呂が無い事は残念ながら他のゴルフ場に比べて劣るところだと思えますが、とは言え村からゴルフ場に対して風呂場やシャワールームの設置をお願いしたことはございません。ゴルフ場に対しては

会員の声が一番だと思えます。会員の皆さんが声を上げていくときには、村も会員でありますので一緒に頑張ってほしいと思います。

尚、村としては観光施設に對しては現状こまどりの湯の割引券を発行しており、村内施設利用者には、温泉を利用していただけるように誘導しているところがあります。勿論、ブナの嶺ゴルフ場利用者にも割引券は出しているところですが、村主催のゴルフ大会には優待券を出しているところでもあります。

後期高齢者医療の医療費通知について

長野県後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆様に健康や医療に関する理解を深めていただくとともに、医療費が正しく請求されているかを確認していただくために、医療費通知を年1回送付しております。

令和4年11月・12月診療分と、令和5年1月から10月までの診療分については、令和6年1月下旬頃に送付いたします。**令和5年分の確定申告期間中に医療費控除の申告をされる際は、当該医療費通知と併せて、令和5年11月・12月診療分の領収書を基に申告をしてください。**令和5年11月・12月診療分については、令和6年1月から10月までの診療分と併せて、令和7年1月下旬頃の発送となりますのでご了承ください。

なお、令和6年1月送付分からは、該当の期間に医療機関等への受診があってもデータ作成時点（12月上旬）で被保険者が亡くなられている場合は通知がされません。亡くなられた方の医療費通知が必要な場合は、長野県後期高齢者医療広域連合まで直接ご連絡ください。

問合せ先 長野県後期高齢者医療広域連合 保健事業室 TEL 026-229-5320

歯科口腔健診を受けましょう！後期高齢者歯科口腔健診！

長野県後期高齢者医療広域連合では、高齢者の方の健康づくり事業の一環として歯科口腔健診を実施しています。

高齢になると、むせこんだり、のどにつかえたりすることが多くなり、これらが原因で誤嚥性肺炎（細菌が唾液や胃液と共に肺に流れ込んで生じる肺炎です。）を起こすことがあります。

お口の健康は、身体の健康への第一歩です。固いものが食べにくい、入れ歯が合わない、特に自覚症状はないが、お口の状態を確認したい方など、費用は無料ですので、ぜひこの機会に受診しましょう。

●対象者

- (1) 昭和22年4月1日～昭和23年3月31日生まれの被保険者（令和4年度に75歳の誕生日を迎えた方）
- (2) 昭和18年4月1日～昭和22年3月31日生まれの被保険者（令和4年度に76～79歳の誕生日を迎えた方）のうち、直近で生活習慣病に係る受診をされた経験が

あり、かつ、令和4年度に歯科医療の受診がなかった方

●案内通知など

6月下旬に対象者に対し、案内通知と受診券を送付しています。

●健診期間

令和5年7月1日（土）から
令和5年12月30日（土）

●健診費用 無料

※健診により治療が必要な場合は、その治療費は本人負担となります。

●対象医療機関

県歯科医師会所属の歯科医院
（一部の病院を除く）

●予約方法

対象医療機関へ直接予約をお願いします。

●受診時に必要なもの

受診券
被保険者証

お薬手帳（無い場合は、不要です）

●お問合わせ先

長野県後期高齢者医療広域連合
保健事業室

☎ 026-229-5320

国民年金保険料は全額が 社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和5年中（令和5年1月1日から令和5年12月31日）に収められた保険料の全額です（令和5年中に収められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります）。

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

このため、日本年金機構から、次のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛に送付されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、e-Taxで利用できる電子版の交付も行っています。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます。（登録をすると郵送がされなくなります。）

電子版の利用方法等については、日本年金機構ホームページで動画を掲載しています。

	対 象 者	送付期間	
①	令和5年1月1日から令和5年10月2日までの間に国民年金保険料を納付された方	郵送	令和5年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	①のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方	電子送付	令和5年10月中旬から10月下旬にかけて順次
③	令和5年10月3日から令和5年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方（①の対象者は除きます）	郵送	令和6年2月上旬
④	③のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方	電子送付	令和6年1月下旬

なお、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

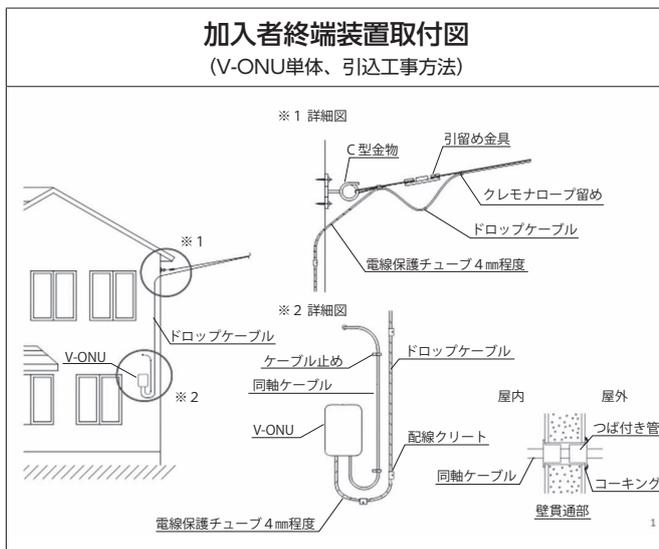
売木村ケーブルテレビの光ケーブル張替工事について

売木村ではケーブルテレビの同軸ケーブルを光ケーブルに張り替える工事を行っております。

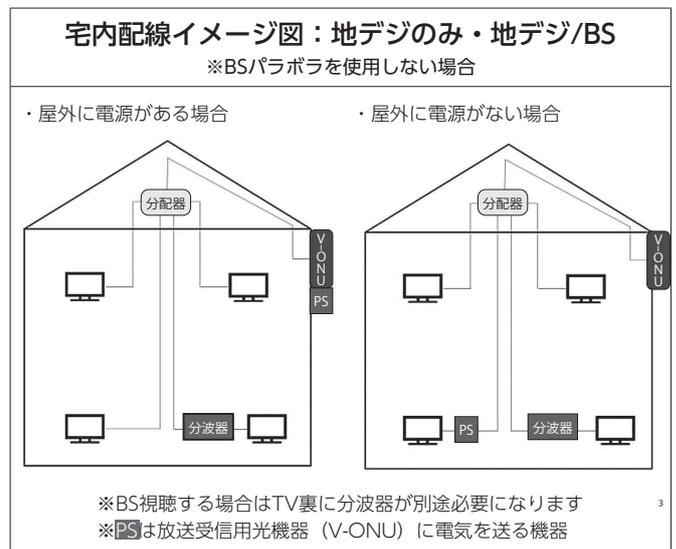
この工事では、幹線から家屋への引込みケーブルも光ケーブルへの張替工事が行われます。それに伴い、現在取り付けている保安器からV-ONU(光ケーブル用の受信機)へ取り換え工事も行います。

屋外引込み・取替工事の際には立会いが必要となりますので、御協力をお願いします。日程は施工業者の(株)シーテックと調整をお願いします。

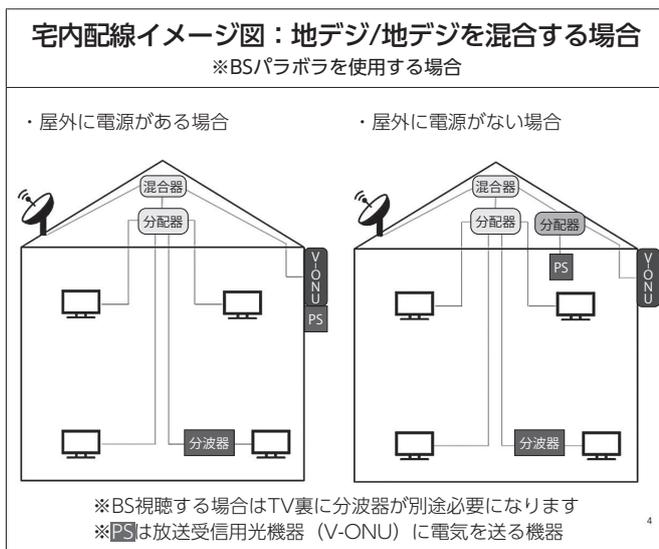
また、V-ONUには電源供給が必要となるため、PS(電源装置)が必要となります。その取付けについては、電源の場所により取付箇所が変わりますので、ご注意ください。取付箇所のパターンは図の通りとなり、電源が屋外か屋内かで大まかに分かれ、BSの視聴状況等によっても変わります。



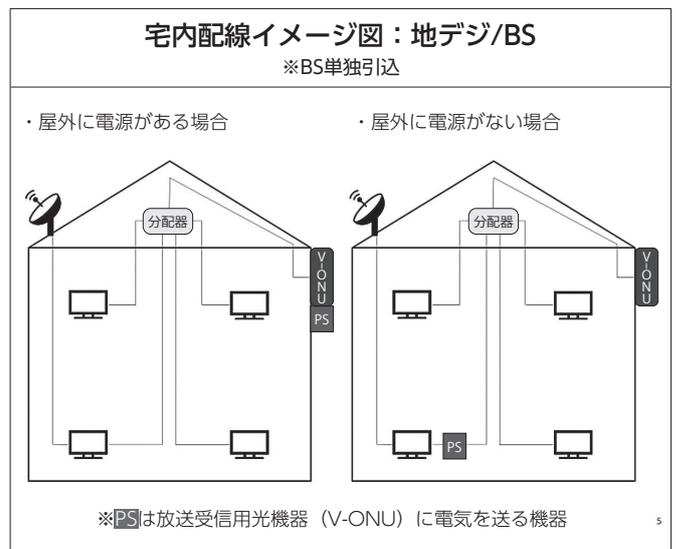
V-ONU等取付け図



宅内配線イメージ①



宅内配線イメージ②



宅内配線イメージ③

※資料をご希望される場合は総務課 赤土までお問合せください。

引込工事のスケジュール(予定)

12月～2月を予定。先行して、屋外引込工事を行い、後日に宅内工事のPS取付・テレビ画像確認を行います。

BS放送の視聴について

ご自宅のテレビ施設の環境を整えれば、アンテナがなくても視聴可能となります。

但し、BS放送への加入等は個人で行っていただき、加入を証明できるものを役場に提出いただきましたら、放送波の送信を行います。

ケーブルインターネットについて

ケーブルテレビの同軸ケーブルを利用した、ケーブルインターネットは11月30日で廃止となります。

インターネットをご利用になられる場合は、光インターネットに変更が必要となります。

売木村農業委員会 新体制スタート!

任期満了に伴い、令和5年7月20日から売木村農業委員会は新体制となりました。初回の総会では、新たな農業委員会委員が村長より任命され、会長に後藤智治氏、同職務代理に松村安隆氏が選出されました。

農業委員は、農地法の規定による許可申請等の審議や農地の集積、遊休農地の解消等を中心に活動をしていきます。

任期 令和5年7月20日から令和8年7月19日まで (3年間)

居住地区	委員名
長 下	後 藤 重登志
長 下	松 原 孝 治
岩 倉	松 村 安 隆
軒 川	伊 東 安 俊
軒 川	遠 山 政 良

居住地区	委員名
旭	松 村 良 則
中 央	膳 師 周 一
南 二	後 藤 智 治
南 一	松 澤 貴 博

※農業委員の居住地区は参考のための表記であり、担当地区を特定するものではありません。

アテビ平小鳥の森と周辺道路の美化作業を実施しました

9月30日土曜日に国定公園であるアテビ平小鳥の森の自然保護を目的として一般社団法人里の家、一般社団法人木の芽、株式会社ミダックホールディングス、売木村からなる「アテビ平小鳥の森環境・生物多様性保全協議会」と一般ボランティアで公園内の下刈りと周辺道路のごみ拾いを実施しました。



上下水道料金の適格請求書（インボイス）について

令和5年10月1日から消費税の仕入れ控除の方式としてインボイス制度が開始されたことにより、消費税申告で仕入課税控除額の適用を受けるための「適格請求書（インボイス）」を交付することとなっています。

適格請求書（消費税額明細書）の交付を希望される方は、役場窓口で申請していただくか、売木村ホームページから「上下水道料金適格請求書交付申請書」をダウンロードしていただき、役場住民課までご提出ください。

※水道料金のお知らせ（検針票）はインボイスに対応しておりません。

飯田税務署より「所得税青色申告決算説明会等」の開催についてお知らせ

飯田税務署では、具体的な決算の仕方や、青色申告決算書、収支内訳書及び消費税申告の作成等について説明会を開催します。

●事業所得又は不動産所得を有する青色申告者

令和5年12月1日（金）14：00～16：00 平谷村合同庁舎3階

令和5年12月5日（火）14：00～16：00 下條村商工会館2階

令和5年12月11日（月）10：00～12：00 泰阜村商工会館

●農業所得を有する青色申告者

令和5年12月5日（火）10：00～12：00 JAみなみ信州下条支所 多目的研修センター

令和5年12月6日（水）10：00～12：00 JAみなみ信州本所 みなみちゃんホール

●白色事業所得者等

令和5年12月13日（水）14：00～16：00 飯田税務署2階

●消費税課税事業者等

令和5年12月12日（火）14：00～16：00 飯田税務署2階

令和5年12月13日（水）10：00～12：00 飯田税務署2階



留意事項

- 1 各会場定員に達した場合はご参加いただけない場合があります。
- 2 お問い合わせは飯田税務署まで。開催会場へ直接のお問い合わせはご遠慮ください。

※紙面の都合上近隣の開催会場のみ掲載しておりますのでご了承ください。

裁判員制度

～まもなく名簿記載通知を送ります！～

裁判員制度

裁判員制度は、国民の中から選ばれた6人の裁判員が刑事裁判に参加し、3人の裁判官とともに、被告人が有罪かどうか、有罪の場合、どのような刑にするのかを決める制度です。

裁判員に選ばれる可能性のある方に、まもなく名簿記載通知を送ります。

裁判員制度
広報キャラクター
さいニャン



裁判員の役割

審理

法廷に立ち会って、証言等や証拠を見聞きします。

評議

法廷で見聞きしたことをもとに、裁判官と一緒に議論します。

判決

法廷で裁判長が判決を宣告します（裁判員としての役割も終了します）。

裁判員等選任手続の流れ

今年

11月中旬

☆ 候補者への通知
調査票の送付

来年以降

6週間前まで

名簿からくじで選ばれた方に
選任手続期日のお知らせ・質問票
を送付

選任期日当日

裁判所での選任手続き

☆ 裁判員候補者名簿記載通知について

令和6年裁判員候補者名簿に登録された方（選挙権を有する**18歳以上**の方の中からくじで選ばれた方）には、**本年11月中旬頃**、通知と調査票をお送りします。

この通知は、来年2月頃からの約1年間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。

なお、この段階では、**まだ裁判員に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しただく必要はありません**（実際に裁判所にお越しいただくことになった場合には、別途お知らせします。）。

《名簿記載通知発送用封筒サンプル》（令和5年11月送付分）



うるぎダイアリー



8月
お盆行事

数年ぶりに行われた盆踊りです。台風の影響で中止となった行事もありましたが、盆踊りと煙火大会が行われたうら盆は雨も上がり無事開催されました。



9月10日
小中学校運動会

9月9日うるぎ大運動会は雨により中止となりましたが、翌10日に小中学校による運動会が開催され子どもたちは元気に競技を行いました。



10月8日
うるぎトライアルRUN

去年に続きハーフマラソンの部のみで開催されました。村内外から150名のランナーが参加し、村内を駆け抜けていきました。



10月21日
敬老会

お年寄りの皆さんが今後も心身ともに元気に過ごしていただくため、阿南病院の関医師の講演や集落支援員の藍羽さんや小島千絵子さん(鼓童)の演奏や講演を行いました。

長野地方法務局からのお知らせ

令和6年4月1日から「相続登記の申請が義務化」されます。



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

令和6年4月1日以降、不動産を相続した場合は、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務になります。令和6年4月1日より前に不動産を相続し、その取得を知っていた場合も対象です。

相続未登記の不動産がないかを確認して、今から備えましょう。

★制度に関する詳細は、法務省ホームページで

★相続登記の申請手続に関するご案内(ハンドブック)はこちら



法務省QR



ハンドブックQR

●問合せ先…

- 長野地方法務局不動産登記部門 026 (235) 6611(代)
- 長野地方法務局飯山支局 0269 (62) 2302
- 長野地方法務局上田支局 0268 (23) 2001
- 長野地方法務局佐久支局 0267 (67) 2272
- 長野地方法務局松本支局 0263 (32) 2567
- 長野地方法務局木曾支局 0264 (22) 2186
- 長野地方法務局大町支局 0261 (22) 0379
- 長野地方法務局諏訪支局 0266 (52) 1043
- 長野地方法務局飯田支局 0265 (22) 0014
- 長野地方法務局伊那支局 0265 (78) 3462